

# 気候 Network 通信

2002  
3/1

第23号

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル 高倉ビル305  
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012  
E-mail. kikonet@jca.apc.org  
URL. <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階  
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463  
E-mail. kikotko@jca.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店  
普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

**CONTENTS**

**特集：温暖化対策は市民参加で**

1. 情報開示と国民的議論を直ちに
- 2-3. いざ、京都議定書の批准へ GO !
- 4-5. どうなる？日本のエネルギー政策  
フロン回収破壊法の誕生
6. 市民が進める温暖化防止2001分科会報告
7. 芽吹き一地域の温暖化対策
8. 各種お知らせ・事務局から

わたくしたちはめざします

- (1) 「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を！
- (2) 日本政府はまず6%削減できる国内対策を！
- (3) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を！
- (4) 地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を！
- (5) みんなで協力して温暖化防止を！

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。

入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

## 京都議定書の実施体制をしっかりと築くために 情報開示と国民的議論を直ちに

◆ブッシュ独自案にノー

米国ブッシュ大統領はお騒がせである。初めて日本や中国を訪問するにあたって交渉カードに加えた温暖化対策米国案は、京都議定書発効にむけて動き出した国際社会に対するあくなき妨害というほかないものだった。「18%カット」、「排出量を183メートルトンから151メートルトンへ」、「自動車3台に1台を道路の外へ」といった言葉がちりばめられ、欺瞞的で誘惑的だ。そのまま見出しにされれば、議定書から離脱宣言した米国が大幅削減？？と読者は思うだろう。実際、新聞報道にはそんな見出しも散見された。

よく読めば、これらはCO<sub>2</sub>などの総排出量についてではなく、GDP当たりの話である。年率3.1%のGDP経済成長を維持し、温室効果ガスの排出量もこれまでどおりのトレンドを維持する。かくて、2012年には90年比で30%以上の排出増加となること請け合いだから、「京都議定書は認めない」というものだ。一人当たり排出量でも増え続ける。今日でも一人当たり排出量では中国の10倍近い。米国から「公平」とか「正義」という言葉は消えたらしい。

当然ながら、このブッシュ案は国際社会で、京都議定書に代わるものとは受け止められなかった。世界のNGOが一斉にノーの声をあげたのはいうまでもないが、中国はブッシュ大統領に、2国間協議を開始するとしたものの、「気候変動枠組条約と京都議定書に影響を及ぼさないことを条件として」と釘を指すことを忘れていた。英國も「全ての国、なかでも米国のような主要エネルギー消費国は京都議定書をベースに行動すべき」と明言。もちろん、日本も議定書批准の方針を無節操にも変えるようなことにはならなかったものの、ブッシュ大統領に「むにゃむにゃ」と口を濁したのは、対米外交にミソをつけたというべきだろう。

◆日本の国内対策不在を反省？

米国の排出増加方針はこのようにとんでもないものだったが、同時に、(1) 適切な措置をとるために不可欠な企業の温室効果ガスの排出目録を整備し、(2) 任意制度だが排出削減量にクレジットを与える方針も明らかにした。日本政府が批准のために準備している地球温暖化対策推進法改正案では、企業やサイト毎の6種類のガスの排出量の把握・公表の制度化も心許ない状況で、国内排出量取引はせいぜい在り方の検討にとどまる。経済界や経済産業省の2004年までの凍結要求を丸ごと呑んでしまったためだが、小泉首相の米国案「評価」の裏には、日本案への反省があったのではないか。今からでも間に合う。批准に際して最初のボタンを掛け違わないように、排出情報の把握・共有を、更に2004年といわず、直ちに制度検討を国民的議論で行うことを組み入れたもので提案されたい。

## いざ、京都議定書の批准へGO！ ～政府の方針と問題点の検証～

小泉純一郎首相は2月4日の施政方針演説で、「今国会で京都議定書の批准の承認と、必要な国内法の整備を目指す」ことを表明しました。これを受けていよいよ国会で批准手続きが進められます。

しかし政府は、批准と同時に整備すべき国内の温暖化対策については、単なる“先送り”の方針です。これでは京都議定書の目標達成への取り組みが大きく遅れてしまいます。政府方針の問題点を検証してみます。

### 検証 批准に向けた政府方針

#### 1. 「大綱」の見直しと 「目標達成計画」の策定

**【解説】**98年、政府は当面の温暖化対策として地球温暖化対策推進大綱を策定した。しかし現在の「大綱」の施策だけでは京都議定書の目標を達成できない。そこで批准の準備の一環として、現在政府内で「大綱」の見直し作業が行われている。3月中旬には地球温暖化対策推進本部（本部長・小泉首相）が開催され、「新大綱」が作られる予定。この「新大綱」は、「地球温暖化対策推進法」に基づいて閣議決定される「京都議定書目標達成計画」の基礎とされる。



#### 気候ネットワークから「ちょっと待って！」 ～プロセスに市民参加を～

現在の「新大綱」作りは、官僚が密室で進めています。この不透明なプロセスは98年の「大綱」策定時と全く同じで、気候ネットワークでも常々改善を求めてきましたが、また同じ問題が繰り返されています。

さらに政府は、法律改正後に作られる「京都議定書目標達成計画」に「新大綱」を引き継ぐ方針です。これは、国会に法案を提出する前に政府内部で「新大綱」を固め、法律改正後の「計画」作りを形骸化させて市民不在で決定することを意味しています。このような一方的な押し付けで本当に効果が期待できるのでしょうか。

法律に基づく「計画」は、目標達成に必要な施策や分野別の削減目標量など今後の温暖化対策の方針を決める大変重要なものです。そして、「計画」は私たち一人ひとりが実施する温暖化対策です。「計画」策定は市民参加のもとで進めるべきです。

#### 2. 3段階ステップで目標達成 するアプローチ

**【解説】**目標を達成するために、「2002～2004年」「2005～2007年」「2008～2012年」の3段階に分け、2004年・2007年に目標や施策を見直し、必要に応じて「京都議定書目標達成計画」を変更することとする。なお2002～2004年の第1段階では当面の取り組みを継続し、規制や経済的手法などの新しい政策・措置の導入は基本的に考えない。



#### 気候ネットワークから「ちょっと待って！」 ～早め早めの対策を～

2004年まで新たな政策・措置の導入をほとんどしない“先延ばし”方針はとても大きな問題です。2000年7月の環境庁の検討会では、現在の施策だけではCO<sub>2</sub>排出量は2010年には90年比で11%増加すると報告されています。2004年まで対策を先延ばしすれば、今後も排出を増やし続けるだけではないでしょうか。省エネなどの温暖化対策は効果が現れるのに時間がかかりますから、政策・措置は早め早めに実行していくべきです。2008年近くになってあわてて削減を強化するのは、環境面はもちろん経済的にもかえってマイナスです。産業界の一部は、経済を圧迫するとして様々な施策に反対していますが、逆に温暖化対策をあこたる分、その技術力を錆付かせることになります。温暖化防止型の高付加価値製品・サービスの提供こそが、市場や雇用の拡大を生じて経済活性化にもなり、日本の進むべき道でしょう。

#### 3. 目標達成のための基盤整備

**【解説】**2004年まで（第1段階）の事業者の取り組みは、これまでの経団連自主行動計画を中心とする自主的な取り組みに任せ、追加的な施策や、排出量の把握・公表義務づけ、公正な第三者評価の仕組みなどは導入しない。



#### 気候ネットワークから「ちょっと待って！」 ～情報の公開と第三者評価を～

産業界の取り組みの実効性を上げるには、事業者が温室効果ガス排出量を把握し、その情報を報告・公表する仕組みを整え、対策が十分取られているかを第三者が適切にチェックできるようにすることが重要です。こうした仕組みの整備は、事業者が温暖化対策に取り組むに当たって当然行うべきことであり、逆にこれまで事業者任せで整備されてこなかったこと自体が問題です。確実に対策の効果を上げていくために情報の公開と第三者評価の仕組みを早急に整備することが不可欠です。

## ■■京都議定書の批准のためにには…■■

- ①京都議定書の批准を国会が承認すること
- ②京都議定書の目標が達成できるよう国内の法律を整備すること

の2つの審議が今国会で進められる。国会が京都議定書批准を承認するためには、国内の法律が適切な内容になっているかどうかが判断材料となる。現在政府が法案として準備しているのは、以下の3つである。

- <1> 地球温暖化対策推進法の改正案
- <2> 省エネ法の改正案（→4頁参照）
- <3> RPS法（→4頁参照）

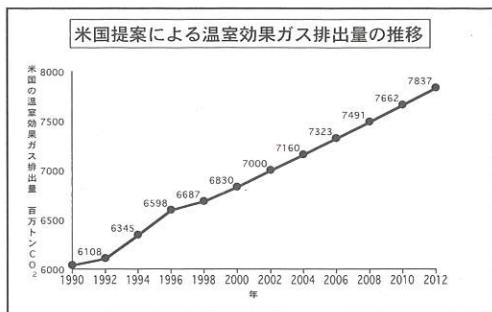
うち批准のために最も必要なのが<1>の推進法である。

### ★国内法整備関連の動き★

1月24日	中央環境審議会地球環境部会が答申とりまとめ
2月 4日	小泉首相施政方針演説…今国会での批准方針を表明
2月13日	地球温暖化対策推進本部開催、締結に向けた基本方針を決定
3月中旬	地球温暖化対策推進本部開催、「新大綱」閣議決定予定 ⇒国会へ改正地球温暖化対策推進法案提出
3月下旬～5月末頃	国会審議（改正地球温暖化対策推進法・改正省エネ法・RPS法）
6月 6日	批准承認の期限
8月26日～9月4日	ヨハネスブルク・サミット（京都議定書の発効へ…？）

## ●米国の気候変動政策は排出増加案　—京都議定書の代替案ではない！

昨年3月に京都議定書の離脱を表明した米国が、2月14日（日本時間15日）、米国の独自案を発表しました。提案は、GDP当たりの温室効果ガス排出量の割合を2002～12年の10年間で18%改善するというものです。この提案に従って過去10年間のトレンドをほぼそのまま延長すると、米国は今後10年でさらに12%もの排出を増加することになります。これは、2012年に1990年比で30%増、米国の京都議定書の第一約束期間の削減目標との差は34%増にもなります。一人当たりの排出量も大幅に増加します。



世界最大のCO<sub>2</sub>排出国・米国は、排出量の少ない国の40億人分のCO<sub>2</sub>を排出しており、一人当たりの排出量は、途上国平均の10倍にもなります。その米国がこの提案通り排出を増やし続ければ、世界各地へ及ぼす温暖化の被害は図り知れません。私たちは日本の市民としてこのようなわがままを許すことはできません。京都議定書は地球温暖化防止のための唯一の国際的枠組みであり、最初の一歩に過ぎません。各国はヨハネスブルク・サミットで必ず京都議定書を発効させ、アメリカに京都議定書への復帰を強く働きかけなければなりません。



絵：川越義夫さん

気候ネットワークやピースボートら8団体のメンバー約50人は、ブッシュ大統領が日米首脳会談に来日した17日、東京都内のアメリカ大使館近くで米国提案に抗議し京都議定書への復帰を求めるアピールを行いました。厳重な警備体制で大使館に近づけないというハプニングもありましたが、浅岡気候ネットワーク代表など7団体の環境NGOメンバーが署名したブッシュ大統領宛の申入書を大使館職員に手渡しました。

## ●行方に注目！自由民主党・水野賢一議員が省エネ法の情報を公開請求

自民党の水野賢一衆議院議員が2月1日、経済産業省に対して、省エネ法で報告が義務付けられている約4100工場の燃料・電気使用量の情報を公開するよう情報公開法に基づいて請求しました。経産省は企業秘密を理由にこれらの情報を開示していませんでした。しかし温室効果ガスの排出量については環境報告書等で公表する企業も増えており、企業秘密とは考えにくいものです。

事業者が温暖化対策を確実に進めていくためには、温室効果ガス排出量の把握・公表が不可欠です。しかし、産業界は、地球温暖化対策推進法で排出量の報告・公表を義務化することは省エネ法と二重規制になると強く抵抗してきました。省エネ法にはCO<sub>2</sub>排出量を把握・公表する措置はなく、またCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスは対象ではないため、そもそも二重規制との批判はあてはまりませんが、結果としてこれまで排出量公表の道が閉ざされてきました。

今回の公開請求は、温暖化対策に不可欠な情報の把握と公開に向け、一つの風穴を開けるものとなり得るものであります。経産省が公開請求にどのように対応するか注目しましょう。

水野議員のホームページ (<http://www.catv296.ne.jp/~mizunokenichi/>)

# <どうなる?日本のエネルギー政策>

## (エネルギー政策基本法案)

与党が議員立法で先の臨時国会に提出し継続審議となっている「エネルギー政策基本法案」は、審議開始時期が不明で今国会での成立は微妙です。この法案はエネルギーの安定供給を第一に掲げ、原子力推進の意図が透けて見えます。議員立法にもかかわらず国会には報告するだけで、現状の官僚主導のエネルギー政策を追認するものです。

## (省エネ法・政省令の改正)

政府は省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の改正や政省令の改正を進めています。

### ◆トップランナ方式の対象拡大へ

機器の効率基準規制であるトップランナ方式については、対象範囲の拡大を総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会（経済産業省の審議会）で検討しており、2月に意見募集が行われました。追加予定の機器は、ガス・石油機器（ストーブ、ガスコンロなど）、暖房用・保温用電熱用品（電気便座）、自動販売機、変圧器の4種類です。この対象拡大は、政省令レベルで済み、法改正は不要なので国会審議はありません。6月くらいに政府の政省令で公表される予定です。

また燃費の評価手法が確立されていないため対象外となっている車両総重量2.5トンを超える重量車については、現在国土交通省の検討会で検討中です。

### ◆オフィスビルを中心に省エネ規制強化へ

オフィスビルについては、今国会の省エネ法改正により建築時と使用時の規制強化がなされ、これは2003年度から施行される予定です。

使用時については、大型のオフィスビル・百貨店・ホテル・病院などを第一種（年間1200万キロワット時以上の電力を使用するか、原油換算で3000キロリットル以上の燃料を消費する事業場。従来は工場に限っていた）に指定して、中長期計画の策定などこれまで大工場に義務付けていた規定を適用します。全国で約1000ヶ所が該当します。またより小さい第二種についても、従来の記録に代え定期報告を義務付けます。

一方の新築・増築に際しては床面積2000平方メートル以上を対象に、断熱性強化や空調設備の効率的利用などの省エネ措置の届出を義務化、現在3~4割程度しか守られていないと見られる省エネ基準を実質義務化します。

環境NGOが主張してきた、大工場の規定の強化や住宅を含む新築建物の省エネ基準100%義務化には至りませんが、一步前進ではあります。

## (自然エネルギー普及政策)

問題だらけの政府法案が国会提出となり、風雲急を告げています。

### ◆自然エネルギーを促進する法制度を実現する流れ

気候ネットワークも参加している「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）は、ドイツ型の固定優遇価格による自然エネルギー買い取りを保障する法制度の実現を目指して活動してきました。国会には超党派の「自然エネルギー促進議員連盟」があり、GENもこれに協力してきました。

ところがここに来て政府（経済産業省資源エネルギー庁）が別の法案を作り国会提出します（3/5予定）。

### ◆議員連盟は政府法案を待つ姿勢に

自然エネルギー促進議員連盟は2月13日に総会を開き、2種類の法案を取りまとめました。ひとつはNGOが支持してきた固定価格買取制を基本とする法案です。もうひとつは資源エネルギー庁が準備していた通称RPS法案（下記）を改善したものです。議員連盟の橋本龍太郎会長（元首相）が政府法案の提出を待つ姿勢を明確に示したため、議連として固定価格買取制の法案を国会提出する可能性は事実上なくなってしまいました。

### ◆自然エネ促進に逆行する政府法案が国会提出

一方、資源エネルギー庁がつくった「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」（通称「RPS法案」）が3月5日に閣議決定・国会提出となります（予定）。

これは自然エネルギーの普及促進を阻害する問題法案です。その問題点を見てみましょう。

- RPS（再生可能エネルギー供給量割り当て）制度は、多くの国で普及拡大の実績がある固定価格買取制度と違い、ごく新しい制度で実績がなく不確かで複雑な制度です。
- 割当の設定方法が難しく自然エネルギーの普及効果は疑問です。
- 政府の地球温暖化対策推進本部の方針にも書かれている法案なのに、目的はエネルギーの安定供給と石油代替だけで、地球温暖化防止には全く触れていません。
- 環境面で問題のある廃棄物発電が対象に含まれていて、廃棄物の発生を抑制する政策と矛盾しています。

- エネルギーの種類を分けず一括で割当を設定するので、安価で大規模な廃棄物発電が大部分を占めてしまいます。
- 風力・太陽・バイオマス・中小水力発電などは、廃棄物発電に割当の枠を取られて潰されます。
- 官僚の裁量と監視に基づく制度で、地方分権・情報公開・市民参加に逆行します。
- 多くの問題に加え移行措置の配慮がないため、既に風力市場の失速が始まり、昨年は倍増だったものが今年はごく小さな伸びにとどまりそうです。

あまりに問題の多いこの法案はいったん廃案にし、市民参加で新たな法案を練り直すべきです。

(問合せ : GEN TEL:03-5366-1186  
<http://www.jca.apc.org/~gen/>)

## <フロン回収破壊法の誕生>

世界でアメリカに次いで二番目にフロンを造り、使い、潤ってきた日本に欧米から遅れること10年あまり、とうとう冷媒フロンの回収と破壊を義務付ける法律が2001年6月15日に制定されました。『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律』はこの長い名前が示すとく市民の長くて困難な活動を物語ります。この法律の制定に環境NGO、ストップ・フロン全国連絡会、気候ネットワークなど最終的に83団体と1125個人の賛同者からなる「フロン回収と放出禁止の法制化を目指す市民のネットワーク／フロンネット」が関係業界、与野党議員、担当官庁等に独自の市民案を持って働きかけたことは特筆に値します。

燃えない、金属を錆びさせない、吸引しても無害、かつて人間社会にとって好都合で夢の物質と言われたフロンの用途は幅広く、冷媒、噴射剤（スプレー）、発泡剤、洗浄剤、そして半導体製造にも使用されてきています。その中でカーエアコンと業務用冷凍空調機器に使用されているフロンがこの法律の対象となります。前出の冷蔵庫等、家電製品に使われているフロンは家电リサイクル法で抜き取らなくてはならないわけです。フロン問題は同じガスであっても用途によって適用される法律が違うということも徹底した回収・破壊を難しくさせていると言えます。

様々な国内法にまたがるフロン・代替フロン類はモントリオール議定書、京都議定書の双方にも係ります。地球上の全生命の存続にかかわるフロン・代替フロン類の大気放出を食い止める為には法制定も重要で

すが、その法律が実効性を伴うような内容ある政省令と、市民・企業・行政が法律の必要性を正しく理解し実際にそれぞれの立場に応じて適正処理を実践して行くことが不可欠です。今まさに始まったばかりの脱フロンへの道を、一人でも多くの市民が個々の責任を認識して歩いて行けるように、これからがますます正念場です。そして環境教育は子どもたちの教育現場のみならず、我々大人が今まさに学ばなくてはならない重要な課題なのでしょう。（ストップ・フロン全国連絡会 萩由美子氏）

2月22日の閣議において、モントリオール議定書97/99年改正について国会の承認を求めることが決定され、今通常国会に提出される予定です。

### 参考

#### ●フロン法の詳しい情報

NPO法人ストップ・フロン全国連絡会  
<http://www.jason-web.org/>

#### ●環境省報道資料

「平成13年12月16日、特定製品に関するフロン類の回収の実施の確保等に関する法律施行について」  
[http://www.env.go.jp/press/press.php3?  
 serial=3016](http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3016)

#### ●松下冷機株式会社：ノンフロン冷蔵庫って？

<http://www.mrc.panasonic.co.jp/refrige/hc/>

#### ●東芝：プレスリリース(2001.12.10)

[http://www.toshiba.co.jp/about/press/2001\\_12/  
 pr\\_j1001.htm](http://www.toshiba.co.jp/about/press/2001_12/pr_j1001.htm)

#### ●日立：News Release : 11/8

[http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/2001/  
 1108a/index.html](http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/2001/1108a/index.html)

# 市民が進める温暖化防止2001 分科会内容報告

2001年12月15日に気候ネットワークが開催した「市民が進める温暖化防止2001」の分科会の内容を紹介いたします。



## 温暖化防止・企業の試み～時代を先取る企業は京都議定書を支持します！～

京都議定書の発効を求める企業の署名活動である「e-mission55」が紹介され、温暖化対策に対する企業の姿勢について議論が行われた。

e-mission55は、京都議定書によって新しいビジネスチャンスが生まれると予測し、その早期発効を求める国際的な企業の署名活動である。議定書発効によって、効率のよい生産体制への移行によるコスト削減、国際的な約束に基づいた取引による効率のよい温暖化ガスの削減などの経済的メリットが期待できる。こうした点に着目し、2001年5月に、COP6再会会合の成功を目標に、欧米のNGOや企業連合が主体となって発足した。議定書発効には、55カ国以上、先進国の排出量の55%以上を占める

国の批准、と55がキーワードになっていることから名付けられ、当初の目標はボン会議までに55社以上の署名を集めることであった。その目標は5週間で達成され、ボン会議までには100社近い署名が集まり、現在は2002年の環境サミットまでに550社の参加を目標にしている。ボン会議ではドイツの環境相が参加したレセプションを、COP7（マラケシュ）では交渉が難航する中、共同議長が一同に会するディナーを開催し、また同会議ではリコーに環境賞を贈呈するなど、精力的な活動を行っている。

こうしたe-mission55の活動について、賛同を呼びかけているWWFの鮎川氏から紹介が行われた後、国内すでに署名している企業の関係者

から、各社の理念や活動について説明があった。その中で、付加価値をつけることで太陽光発電の新規マーケットを開拓しようとする努力や、エンドユーザー側の省エネを考えた製品の販売などが紹介された。会場を交えた議論では、温暖化対策は企業が業界団体と社会・消費者のどちらを選択するか、その試金石であるといった意見が出された。

最後にコメントーターの竹内氏（環境省）は、ライフスタイルの変革にはビジネスをグリーンにするのが最短距離である、との認識を示し、環境ビジネスやe-mission55などの活動を広げていくことが重要だと述べて分科会を総括した。

（まとめ：須田恵理子）



## 温暖化防止型税財政へ～みんなで考えよう炭素税～

気候ネットワークや「環境・持続社会」研究センター（JACSES）などの環境NGOメンバー、研究者、税理士などで構成する炭素税研究会が、二酸化炭素削減のための価格インセンティブ効果を主目的とし、炭素トン当たり6000円の税を2003年から導入するという炭素税制度を提案、参加者を交えて議論した。産業界・労働界・消費者団体・国会・政府の5人のパネリストや一般参加者の間で、温暖化防止のために不可欠な仕組みであるとの共通の認識が得られた。

提案に対しては、価格インセンティブが本当に働くのか、道路特定財源など現在の税財政の改革をどこまで踏み込むかといった質問が出た。産業や雇用への悪影響や負担を懸念する声や、エネルギー価格などがいくら上がるかなど一般消費者に



わかりやすい説明を求める声もあった。また提案は東京中心の議論であり地方からの視点が弱い、税収を自治体の環境対策に回すなどを考えてはどうか、との意見も出された。

最大の論点となったのは、炭素税収の使途であった。税収中立て社会保険料などの軽減に充てるとの炭素税研究会提案に対し、会場の意見は、税収は当然温暖化対策やエコビジネス支援などに充てるべき、などが多くを占めた。提案者からは、あ

くまで価格インセンティブ効果を主目的とした提案であるが、一部を温暖化対策に充てることも考えうるとの説明があった。使途は私たち納税者・市民が決めるべき、との意見も出された。

炭素税を実現していく進め方に関しては、実現可能性を意識した提案であるが、環境NGOとして理想的な案を提示して運動を進めた方が良い、との意見も出された。なお政府としても検討を行っており、国会でも具体的な議論を進める必要があるとのコメントがあった。

（まとめ：畠直之）

炭素税研究会では今回の意見を受けてさらなる検討を進めており、3月31日（日）に東京でシンポジウムを開催します（お問い合わせは東京事務所まで）。みんなで力を合わせ炭素税の早期実現を目指しましょう。

# 芽吹き

地域レベルに芽吹き始めた温暖化防止の取り組みを紹介します

## 「地域のエネルギー」が「自然のエネルギー」を活かす ～きょうとグリーンファンドの取り組み～

太陽光発電から流れ出す電気でツリーに飾り付けられたランプが点灯し音楽が流れる・・・。周りからは「おひさま」という歓声と拍手が鳴り響いた。朝からあいにくの曇り空であったが、取り付けられたばかりの太陽光発電は、多くの人々の期待に応えるように発電を始めた。

2002年2月10日、京都市伏見区醍醐にある「あけぼの保育園」で「点灯式」が開催された。「おひさま発電所」の完成を祝い園児、父母、関係者、地域住民などたくさんの人々が集まつた。同保育園に設置された太陽光発電所は、市民の寄付と新エネルギー財団の補助金を合わせて設置された市民共同発電所である。この導入主体となったのが、NPO法人「きょうとグリーンファンド」である。

同法人は、脱原発や地球温暖化防止を目的に地域協働の自然エネルギー発電所作りをおこなっている。この活動に賛同する市民は、家庭やオフィスで省エネや節電に取り組みながらきょうとグリーンファンドに寄付をおこなう。寄付金は基金として活用され、コミュニティに根ざした施設（寺院や教育・福祉施設等）に自然エネルギー発電所を設置する費用に充てられる。

2001年7月にきょうとグリーンファンドの活動が新聞記事に取りあげられ、おひさま発電所設置場所の募集が呼びかけられた。創立以来環境に優しい園舎を目指してきたあけぼの保育園ではさっそくこれに応募した。設置にあたり必要な費用は約500万円、半額が新エネルギー財団から補助された。残り250万円の内、きょうとグリーンファンドの基金から40万円、残り210万円を市民からの一口3000円の寄付でまかなかった。

この他にきょうとグリーンファンドでは、2001年3月、京都市左京区の法然院の敷地内にある環境学習施設「森のセンター」におひさま発電所1号機を設置している。

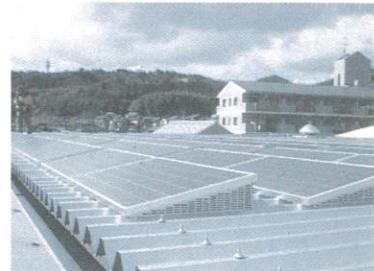
こうした取り組みは今後、地域協働の自然エネルギー普及のモデルとして、各地に拡がりを見せそうだ。（豊田陽介・気候ネットワーク自然エネルギー普及研究会）



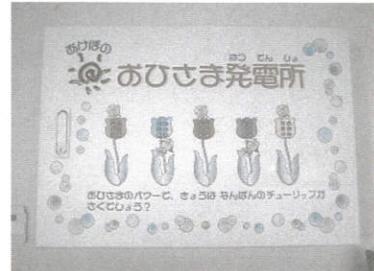
パネルの裏に絵をかく園児たち



設置するパネルを前に記念撮影する出資者たち



屋上に設置された太陽光パネル



発電量表示板



## 国へ挑む東京都・「地球温暖化阻止！東京作戦」を発表

2月20日、東京都は「地球温暖化阻止！東京作戦」の実施を発表した。「本格的な地球温暖化対策には国の役割が決定的であるが、国は実効性のある対策を2005年以降に先送りしているため、東京から地球温暖化対策の強化を目指してスタートさせる」と強い意気込みがうかがえる。東京都は今後、活発な議論を通じて温暖化対策の強化を実現し、先進の省エネ型都市への転換と環境産業の拡大を目指す。また、インターネット討論会やCO<sub>2</sub>削減証書市場創設プロジェクトなどのアクションを予定している。さらに、以下の5つの政策を提案し、国へ挑む姿勢だ。1200万人都市・東京が本気で変われば日本だけでなく

世界の都市へのメッセージになる。市民は今東京に熱い期待を寄せている。

### <5つの提案>

- 提案1 オフィスなど大規模事業所へ、CO<sub>2</sub>排出削減義務を導入
- 提案2 「CO<sub>2</sub>削減証書」市場の創設で、風力発電や森林再生を促進
- 提案3 新築建築物に、太陽光発電など自然エネルギー利用を義務付け
- 提案4 自動車の燃費基準を強化、拡大
- 提案5 電力多消費型製品は、買わない、売らない、作らない

## ●市民参加による環境基本条例制定・京都府城陽市

京都府城陽市では、市民参加によって策定された環境基本条例が昨年12月の議会で可決され、4月に施行されます。気候ネットワークが環境コーディネーターとして協力して、2000年9月から進めてきたもので、昨年3月に環境市民懇話会が提言を出し、城陽市の検討委員会とともに策定作業をすすめました。条例には、各主体の責務と協働、環境教育の推進や市の推進体制の整備、パートナーシップ型の推進組織の設置、環境影響評価の実施などが明記されており、環境市民懇話会の提言が反映されたものとなっています。

現在、環境基本計画の策定に取り組んでおり、実質的な市民参加と施行後に効果をあげることのできる計画づくりを目指しています。

問合せ：城陽市環境交通課（電話：0774-56-4061）

## ●京エコロジーセンター開所

京都市伏見区に「京都市環境保全活動センター（愛称：京エコロジーセンター）」が4月からオープンします。環境NGOや市民が建設や展示内容について協力してきました。また、運営や活動にも関わることになります。地域に密着した施設として環境保全・温暖化対策・環境教育の推進役になることが期待されています。

# INFORMATION

## 『京都議定書の発効年2002・記念』 気候ネットワーク入会特別キャンペーン 実施中

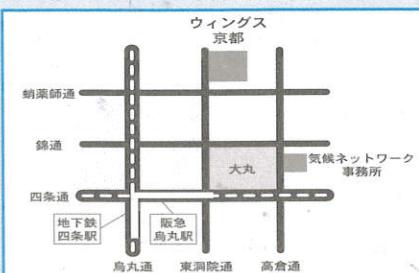
2002年が京都議定書の発効の年となることを記念して、入会特別キャンペーンを6月まで行っています。キャンペーン期間中に入会していただいた方には、『進行する日本温暖化』パンフレット無料贈呈、『よくわかる地球温暖化問題』特別割引（1300円+送料）の特典がついています。温暖化を防止するための輪・ネットワークを広げる活動にご協力ください。

### ●第30回連続公開セミナー

#### 「議定書批准とその後 ～国内政策の最前線に迫る～」

報告者：浅岡美恵（気候ネットワーク代表）他  
コメンテーター：京都府・京都市（予定）  
日 時：3月14日（木）18:30～20:45  
参加費：気候ネットワーク会員 無料  
一般 500円

会 場：ウイングス京都（京都市中京区）



連続公開  
セミナー  
KYOTO

### 宝酒造株式会社がe-mission55に参加

同社は、京都議定書早期実施を求める国際的企業グループ「e-mission55」（イーミッション55）に2月25日に参加署名を行いました。世界では159社が、日本では10社が署名していますが、日常消費財メーカーでは日本で初めての参加企業です。

次の方・団体から寄付をいただきました。  
誠にありがとうございます。

宝酒造株式会社、井上敬三、立名和京子、正木敦士、奥野、高田潤、藤原冬樹、吉村光三、田原誠一郎、山川季好子、櫻井靖亜、丸山恵美、上田美和  
(敬称略、順不同、2001年12月～2002年2月25日)

気候ネットワークの活動は、  
皆様のご支援によって支えられています。  
新規のご入会、一層のご支援・ご寄付を  
よろしくお願いします。

## ご支援に厚くお礼申し上げます。 事務局から...

- 全国地球温暖化防止活動推進センターとの協働で、「地球の学校」を京都市伏見区と京都府城陽市で実施しています。これは、連続4回のプログラムで温暖化の知識やエコライフの実践、地域での取り組みなどについて学ぶものです。
- 地球温暖化防止入門セミナー実施  
京都市生活学校連絡会（1月28日）、国際ソロプロチミスト京都・桃華（2月24日、26日）と協働して、「地球温暖化防止入門セミナー」を実施しました。気候ネットワークが地域の組織と協力することにより多くの人と一緒にエコライフの実践や地域の活動に取り組むことができると言えています。今後も各地で、地域や組織の実情やニーズに合わせて実施していく予定です。
- 伏見区地域女性連合会、清仁保育園、京都市生活学校連絡会、国際ソロプロチミスト京都・桃華に学習会の開催にご協力いただきました。ありがとうございました。

## 第20回日本環境会議／ アジア国際環境会議 松江大会

3月29日（金）に「アジア国際環境会議」、30日～31日に「日本環境会議」が松江テルサで開催される。

全体テーマ：21世紀の環境再生のために  
主催：日本環境会議  
参加申込先：近畿日本ツーリスト（株）松江支店  
TEL.0852-22-4898 FAX.0852-27-8359  
大会事務局：島根大学法学部日本環境会議  
実行委員会TEL/FAX.0852-32-6137

### 気候ネットワーク通信 「気候 Network」 23号

2002年3月1日発行（隔月1日刊）

代表：浅岡 美恵／副代表：須田 春海／事務局長：田浦 健朗

編集・DTP：木原 浩貴・須田恵理子

### 特定非営利活動法人

604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305  
Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012  
E-mail. kikonet@jca.apc.org  
URL. <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

### 気候ネットワーク

<東京事務所>  
102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階  
Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463  
E-mail. kikotko@jca.apc.org

郵便振替口座：00940-6-79694（加入者名：気候ネットワーク） 銀行振込口座：東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852（気候ネットワーク）